

津山圏域クリーンセンター
施設建設運営事業 監理・事後評価等業務委託
審査基準

平成24年7月

津山圏域資源循環施設組合

**津山圏域クリーンセンター施設建設運営事業 監理・事後評価等業務委託
審査基準**

1 審査方法

津山圏域クリーンセンター施設建設運営事業 監理・事後評価等業務（以下「本業務」という。）の受託者の審査は、津山圏域資源循環施設組合プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

2 受託者の決定

- (1) 応募資格審査に合格した者について、提出書類とヒアリング時の説明・質疑応答の内容を基に、審査委員会が総合的に評価する。
- (2) 管理者は、審査委員会における評価結果に基づき、最優秀者（優先交渉権者）を決定する。

3 提出書類における評価項目（技術評価）と配点

区 分	評価項目	判断基準	配 点
会 社 の 実 績 等	成果の確実性	過去5年間に同種業務の実績または廃棄物処理に関する研究実績がある。	10
担 当 者 の 能 力 ・ 実 績 等	総括責任者の経歴・実績	技術士資格（総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物関係分野）、一般廃棄物についての高度な調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験を有する。	10

区 分	評価項目	判断基準	配 点
担当者 の 能力・実績 等	技術担当の経歴・実績	各技術者の一般廃棄物処理施設の 施工監理の実務経験が多い者を優 れていると評価する。 ①副総括責任者（土木建築）	2
		②土木・建築技術者	1
		③建築機械設備技術者	1
		④建築電気・計装設備技術者	1
	財務担当の経歴・実績	各技術者の一般廃棄物処理施設の 施工監理の実務経験が多い者を優 れていると評価する。 ⑤副総括責任者（プラント）	2
		⑥プラント機械設備技術者	1
		⑦プラント電気・計装設備技術者	1
法務担当の経歴・実績	⑧交付金／契約監理等担当者 (財務担当者)	0.5	
	(法務担当者)	0.5	
	各技術者の一般廃棄物処理施設の 同等の業務の実務経験が多い者を 優れていると評価する。 ⑨副総括責任者（運営事業監理、関 連業務支援、事業事後評価）	2	
財務担当の経歴・実績	⑩運営事業監理業務担当者	1	
	⑪関連業務支援業務担当者	1	
	⑫事業事後評価業務担当者	1	
財務担当の経歴・実績	専門的な知識を有し、高度な調 査・検討業務の成果をマネジメン トした実務経験を有する。	3	
法務担当の経歴・実績	高度な調査・検討業務の成果を マネジメントした実務経験又は弁 護士資格を有する。	2	

区分	評価項目	判断基準	配点
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15
	実施手順	業務実施手順を示すフローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10
見積書	内容の合理性	業務規模と大きく乖離がある場合は非特定	5

※1. 担当者が兼務した際は、兼務した項目については評価を行わないこととする。

※2. 技術評価点は小数第2位未満は切り捨てとする。

4 評価係数

上記3の評価項目について、ランク付け評価を行う。

ランク	評価	評価係数
A	極めて高いレベル	1.00
B	高いレベル	0.75
C	標準的なレベル	0.50
D	低いレベル	0.25
E	極めて低く業務に支障をきたすレベル	0.00

5 参考見積金額に係る配点

20点満点として、

「参考見積金額に係る配点 = (1 - 各提案見積金額 ÷ 契約限度額) × 技術評価点 × 2.5」とする。

※契約限度額 180,000 千円（消費税抜）

※満点 20点で打ち切りとする。

※小数第2位未満は、切り捨てとする。

6 応募者の評価得点

100点満点とし、各評価項目ごとに評価係数を乗じて、それぞれを合計した得点と参考見積金額に係る配点を加算したものを評価得点とする。

7 応募者の順位

得点の高い順に、第1位を最優秀者、第2位を次点者とする。